

令和7年度 おしごと旅による関係人口創出業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度 おしごと旅による関係人口創出業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称

令和7年度 おしごと旅による関係人口創出業務

(2) 業務の目的および内容

別紙「令和7年度 おしごと旅による関係人口創出業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 予定価格

1,761,000円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：「役務」

中分類：「イベント」「諸サービス」「広告」「その他の役務の提供」のいずれかに登録

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所のいずれかで資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

5 説明会の開催の有無

開催しない。

6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、仕様書の内容を十分確認した上で、次の(1)～(4)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

(1) 企画提案書等提出書(様式1) 正1部(押印)

(2) 企画提案書(様式任意) 正1部、副5部

ア 企画提案書の枚数は任意とするが、用紙はA4判(縦書き・横書きは不問。白黒カラーは不問。)とし、言語は日本語とする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすい表現とすること。

ウ 企画提案書には、以下①～⑤の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、別添仕様書に記載している趣旨やねらいを踏まえるとともに、当事業の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

①事業者の概要

・名称、所在地、代表者職氏名、設立年月日、業務概要について記載すること。

②仕様書に基づく企画内容

・仕様書に基づき、基本方針、事業の進め方、提案者の有するノウハウや実績をふまえ、特色が分かりやすい具体的な記載とすること。図表等を用いることも可能とする。
・さらなる成果の達成のために追加提案がある場合は具体的に記載すること。

③実施体制

・事業の統括責任者・従事予定者を記載すること。
・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

④実施スケジュール

・業務項目ごとに業務完了までのスケジュールを記載すること。

⑤見積価格

・仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。
・消費税及び地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(3) 類似業務実績に関する書類 各1部

本業務と関連性の深い業務の受託実績および受託実績一覧に関する契約書等の写し

(4) 「社会政策面での取組」関係資料(登録や認証を受けている場合、各1部)

①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

③高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

- ④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合はそれを証するものの写し
 - ・ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ・ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ・ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 プロポーザルに関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 7 年 4 月 23 日(水)17 時まで ※必着

(2) 質問方法

別添の「質問票」(様式 2)により、電子メールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめ、令和 7 年 4 月 30 日(水)を目途に、質問およびその回答を滋賀県ホームページで公表する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 16 日(金)17 時まで ※必着

(2) 提出方法

下記「12 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日・日曜日および祝日を除く、9 時から 17 時までとする。郵送の場合は、差出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和 7 年 5 月 16 日(金)17 時必着とする。

なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書およびプレゼンテーションをもとに、担当部署が設置するプロポーザル審査会（委員4名）によって審査する。

(2) プレゼンテーション審査

①プレゼンテーション審査の日時および場所

- ・プレゼンテーション審査会は令和7年5月22日(木)に行う。
- ・時間と場所については、企画提案書等提出者に令和7年5月19日(月)までに通知する。

②プレゼンテーション審査の方法

- ・プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑応答は10分以内とする。
- ・プレゼンテーション会場においてパソコン機器の使用は認めない。
- ・Zoom社の「Zoom」ミーティングを利用してプレゼンテーション審査に参加を希望される場合は、提案者側に必要な資機材等は提案者等で用意すること。
- ・プレゼンテーション審査会における説明資料は、提出のあった企画提案書のみを用いるものとし、追加資料の持込みは認めない。

(3) 審査基準

提出のあった企画提案書およびプレゼンテーション、質疑応答により、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

【評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）】

番号	評価項目		評価点
1	実施方針	実施にあたっての基本的な方針や考え方が整理されており、企画内容が県の意図する主旨や目的と合致しているか。	15
2	関係人口の創出につながる工夫	単に労働力確保だけでなく、滞在期間が終了した後にも地域と参加者の繋がりが継続される関係を構築でき、将来的な関係人口の増加が期待できる工夫がされているか。	15
3	地域事業者に対する活用促進	・事業者向け説明会について、地域の事業者に対して効果的にプラットフォームの活用を促せるような工夫がされているか。 ・事業者サポートについて、事業者がプラットフォームを活用しやすくなるような支援内容が具体的に提案されているか。	20
4	実施事例を活用した地域PR等	・実施事例を活用したパンフレットの作成について、事業者のプラットフォーム活用を促せるような工夫がされているか。 ・実施事例記事の作成について、地域の魅力を広く伝えられるような工夫、具体的な提案がされているか。	15
5	遂行能力	類似業務の取組事例や実績があるか。	10
6	実施体制等	・円滑な業務実施にあたって人身体制は適切か。 ・無理のないスケジュールが提案されているか。	8

7	見積価格	経費削減を意識した見積価格となっているか。 予定価格の 80%未満 …10 点 予定価格の 80%以上 85%未満 … 8 点 予定価格の 85%以上 90%未満 … 6 点 予定価格の 90%以上 95%未満 … 4 点 予定価格の 95%以上 … 1 点	10
8	県内事業者	県内に本店を有する事業者であるか。 県内事業者 … 2 点 準県内事業者 … 1 点 県外事業者 … 0 点	2
9	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
10	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1
11	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用にに関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用にに関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
12	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
13	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23 年9月30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		1
合計（満点）			100

（４）契約予定者の決定

上記審査において、見積価格が予定価格の範囲内で、総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者と

して選定しない。また、総合点が最も高い事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

選定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。この額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において次点の者を契約予定者として協議を行うことがある。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 その他注意事項

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。
- (3) 公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者の負担とする。
- (4) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 書類作成時に入手した参加者独自の情報、個人情報適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

12 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部新駅問題対策・特定プロジェクト推進室

北の近江振興事務所（担当：増本）

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町1152-2 TEL：0749-53-2801

E-mail：kitanoomi@pref.shiga.lg.jp